

提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方  
【(仮称)北九州市客引き行為等の適正化に関する条例案の概要に対する市民意見募集】

1 意見募集期間

令和4年5月13日(金)から6月12日(日)まで

2 意見提出状況

意見提出者 15名

提出意見数 32件

提出方法 電子メール: 11名、FAX: 3名、持参: 1名

意見の内容	意見の反映結果
① 条例の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	ア 条例に掲載済、または、実施・検討予定
② 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	イ 追加・修正あり
③ 条例の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	ウ 追加・修正なし(今後の参考等とする)
④ その他の意見	エ その他

No.	意見の概要 ※趣旨を損なわない範囲で要約	本市の考え方	意見の内容	意見の反映結果
条例(案)全般に関するもの (9件)				
1	居酒屋の客引きについて、是非禁止条例の制定を希望する。	迷惑な客引き行為等については、パトロールや声掛け等これまで様々な取組でも改善しておらず、地元からも条例制定の強い要望が出ているため、迷惑な客引き行為等が多発する地域を指定し、その地域内において全ての客引き行為等を禁止する条例制定を目指します。	①	ア
2	客引きについて条例で禁止してほしい。		①	ア
3	喫煙やごみのポイ捨てなどマナー違反が散見される。また、通行の妨害にもなっている。		①	ア
4	マスク未着用で声をかけられ、執拗に付き纏われた。		①	ア
5	街の景観を汚しており、大変迷惑している。		①	ア
6	若い女性グループにしつこく付きまとっている。		①	ア
7	マスクを着けていない若い人が5~6人で客引きを行っており、通行の邪魔になっている。		①	ア
8	ナンパまがいの行為や、飲食店利用客の腕をつかむ等の無秩序な状況になっている。		①	ア
9	条例を制定して、ブランドアップに貢献してもらいたい。		①	ア

罰則に関するもの (8件)				
10	条例が制定された際には、違反した者に厳しい罰則を科すべき。	<p>過料を科す場合は、地方自治法に基づき50,000円以下となっております。手続き等を含めて、他都市の事例を参考にしながら決定していくこととしております。</p>	①	ア
11	客引き行為に対する法的な強制力がある罰則(罰金)を求める。		①	ア
12	迷惑料として罰金を科すべき。		①	ア
13	店舗側に違反者1名につき5,000円の罰金を科すべき。		①	ア
14	キャッチ業者に対してビジネスとして成り立たない程度の過料が必要。		①	ア
15	罰則をさらに厳罰化するとともに、罰則手順を迅速化すべき。		①	ア
16	罰則を強化することが一番の解決策と思う。		①	ア
17	罰則の強化が必要。		①	ア
巡視員及び推進員に関するもの (1件)				
18	推進員を個人として任命した結果、地域団体と客引き行為者等との対立が予想されるため、地域団体を個人に代わって推進員に任命してはどうか。	<p>禁止区域において客引き行為等をさせないようにするためには、行政の取り組みだけでなく禁止区域を活動範囲に含む商店街組合などの自主的な取り組みが必須です。</p> <p>推進員の任命方法等については、地域の声や、他都市の取り組みを参考に検討してまいります。</p>	②	ウ
公表に関するもの (3件)				
19	注意、指示に従わない場合は市HPで店舗名等の公表を行うべき。	命令に従わない等の場合は、氏名等を公表することができる規定としております。	①	ア
20	ネット社会の危険性を踏まえ、個人情報等の公表は、改善を確約すれば公表しないなどの運用を行うべき。	違反者については、注意、勧告、命令と段階毎に氏名等の公表によるリスクを説明した上で、禁止行為の自重を促してまいります。	②	ウ
21	キャッチ業者と提携を行った店舗について公表を行うべき。	<p>禁止区域内においては、客引き行為等を行うことだけでなく、「させること」も禁止となります。</p> <p>また、客引き行為等を「させた」店舗等が命令等に従わない場合、公表することができる規定としております。</p>	①	ア
証票制度に関するもの (1件)				
22	客引きを使わない店の証票制度をつくり、客引きについていかなくても安全な店がわかるような取り組みを実施すべき。	適正化に協力・貢献する店舗等への商業振興策については、他都市の事例を参考にしながら、検討してまいります。	②	ウ

許可制度に関するもの (2件)				
23	自店舗の前で声掛けすることを禁止するのは、厳しすぎると思う。自店舗前での声掛けについては、行政への届け出による許可制で運用すべき。	約3年に亘り、注意喚起等を行っても、迷惑な客引き行為が収まらなかったため、地元からの要望や関係各所との協議等によって、禁止区域となったエリア	③	ウ
24	自店舗前で行う店主・店員による呼び込みに関しては、対象外とすべき。	については、全ての客引き行為等を禁止することとしております。	③	ウ
禁止区域等に関するもの (4件)				
25	今後、鍛冶町、堺町、紺屋町にも客引き行為が行われる可能性があるため、禁止区域を繁華街全域に指定すべき。	禁止区域による規制は、安全で安心なまちの実現に資する一方、営業の自由を制限することとなるため、最小限にとどめるべきと考えております。	②	ウ
26	対象地域は魚町・京町だけではなく、北九州市全域とするべき。それが難しい場合でも、少なくとも鍛冶町・堺町・紺屋町も対象とすべき。	なお、禁止区域の指定にあたっては、地域から指定の要望がある区域について、「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」からの意見を踏まえ、慎重に判断してまいります。	②	ウ
27	規制後に各店舗に及ぼす影響が懸念される。		②	ウ
28	客引き行為禁止時間を設けるべき。	禁止区域内においては、常時、客引き行為等は禁止することとしております。 なお、禁止時間を設けることについては、条例制定後の適正化の状況や地域からの要望を踏まえ、検討会議の意見を聴取し、判断してまいります。	③	ウ
広報啓発活動に関するもの (2件)				
29	従来のパトロール等の啓発活動では不十分と感じた。	本条例の周知にあたっては、市広報、市公式ウェブサイトやチラシ・ポスター等による広報にあわせて、説明会やキャンペーンなどの啓発を積極的に行い、条例の周知に努めてまいります。	②	ウ
30	客引きを利用している飲食店だけではなく、従事している者に対して条例違反になることを周知徹底すべき。		②	ウ
取り締まりに関するもの (1件)				
31	警察官が巡回して取り締まりを行うべき。	巡視は客引き行為等対策巡視員が行うこととしていますが、警察の支援協力は不可欠なため、警察と連携しながら、客引き行為等の適正化に取り組んでまいります。	①	ア
他条例への追加に関するもの (1件)				
32	「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(モラル条例)」に客引き行為等の項目を追加してはどうか。	モラル条例は、市民一人一人の行動でなくすことができる迷惑行為を対象としています。 客引き行為等は、「特定の店舗等が行うものであること」「客引き行為等自体は、経済活動の一環であること」など、モラル条例で規制する迷惑行為と性質が異なるものと考えております。	①	エ